

議案第84号

大阪市立障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例案

大阪市立障害者就労支援施設条例（昭和52年大阪市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条中「就労移行支援及び」を「就労移行支援、」に、「就労継続支援」を「就労継続支援及び同条第15項に規定する就労定着支援」に改める。

第15条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 法第5条第15項に規定する就労定着支援の実施に関する事（当該施設において同項に規定する就労定着支援を行うことができる状況にあると市長が認める場合に限る。）

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月1日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

本市が設置する障害者就労支援施設において行う障害福祉サービスの範囲を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市立障害者就労支援施設条例（抄）

(設 置)

第1条 本市に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第13項に規定する就労移行支援及び同条第14項に規定する  
、  
就労継続支援及び同条第15項に規定する就労定着支援を行うことを目的とする施設（以下「施設」という。）を設置し、その名称及び位置は、別表のとおりとする。

(業務の範囲)

第15条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 省 略

(2) **法第5条第15項に規定する就労定着支援の実施に関すること（当該施設において同項に規定する就労定着支援を行うことができる状況にあると市長が認める場合に限る。）**

(2) - (3) 省 略

(3) (4)